

見過ごされたケアの責任と平等

—リベラルな依存の公共哲学—

佐藤 悠

目次

はじめに

1. ふたつの道徳性発達理論

1.1 正義と公平の道徳性発達理論

1.2 配慮と責任の道徳性発達理論

2. フェミニズムにおける応酬

2.1 ジェンダー闘争

2.2 フェミニズムとの訣別

3. ケア対正義論争とその帰結

3.1 ケア対正義論争

3.2 誤った対立軸

3.3 自律と依存

4. 自律の系譜

4.1 自律の道徳原理

4.2 自律と平等

5. 「リベラルな依存」の構想

おわりに

参考文献

はじめに

介護や医療の財政は先行きが見えないほどに借金が嵩み、年金が若い世代ほど減額されるという不公平感は、社会福祉への暗いかげを投げかけている。社会保障という響きを与えるイメージは、資本の配分という無機質なものであり、対して社会福祉という響きを与える印象は、人とひととの関わりや、つながりという温かみがあるもののように感じる。社会保障と社会福祉はどこか、かけ離れたものであるかのようにも思える。

国家の財政が抜き差しならない状態になると、国民はそのことを国家の責任として憤慨する。他方で、介護の人手不足が問題としてあがると、自助努力による自立が一方的に叫ばれる。頼れるものがないのなら自らの手で行うしかなく、どうにかなるものならどうにかしてもらおうしかない。社会保障はどうにかなる問題であり、社会福祉は自らの手で行わなければならないものなのだろうか。

自らで行った方が心持ちのよいことは認めつつ、けれども、どうするにしても自立ができない場合があり、そのような人たちがいる。自らが自らの手で立てなくなる時があるかもしれない、自立していることはまったく自明の事実としてあつかえることではない。自立の安堵は、依存の絶望と背中合わせに成り立っている。

ケアの倫理は、これらの自明とされる事実を疑う視座を与え、依存へと目を向ける機会をもたらす。

この論考では、規範理論としてのケアの倫理をあつかう。目的はふたつある。ひとつは、ケアの倫理が諸学を越えて議論を重ねてきた足跡を記すことである。心理学から始まるケアの倫理は、社会学、倫理学、政治哲学へそれぞれ討議場を移した。これらの議論を簡潔に示すことで、ケアの倫理の手引きとしたい。もうひとつが、斬新な視座を持ち合わせながら、実践的な社会構想までに至らない、規範理論のケアの倫理に血を通わせることである。ケアの倫理は、依存という批判の切り口を持つことにより、依存空間を持ち場とした政策提言の足掛かりを手に入れた。依存を社会の基礎とする「リベラルな依存」の構想を示したい。

はじめの1章では、ケアの倫理と対称的な正義の倫理の端緒となる、発達心理学のふたつの理論を概観する。2章では、ケアの倫理が批判の矢面に立たされることになる、フェミニズムの理論構成をケアの倫理を中心に置きながら展開する。3章では、ケアの倫理が一躍名をあげるきっかけとなった、ケア対正義論争をあつかう。4章では、自律の概念をカントの道徳哲学から追うことで、その射程の効力を明らかにする。5章では、「リベラルな依存」の構想を明らかにすることにより、その社会像の概観を示す。

1. ふたつの道徳性発達理論

この章では、正義の倫理とケアの倫理が説き起こされる源流となった、道徳性発達理論におけるコールバーグの主張とギリガンの批判を概観することにより、その道徳観の形成と当時における理論の意義を確認する。1節では、エリクソンやピアジェの理論を継承・

発展させたコールバーグの道徳性発達理論を、2章では、コールバーグの弟子であり、ケアの倫理を創出したギリガンの道徳性発達理論をあつかう。

1.1 正義と公平の道徳性発達理論

コールバーグが記した道徳性発達理論とは、もともと正義の道徳的体系を意図して立てられたものでも、ケアに関する道徳観への対比として立てられたものでもなく、あらゆる地域や時代に通用する、社会内存在としての人間の道徳的な発達モデルを普遍的に示そうとしたものである。

コールバーグは、心理学における認知発達理論を、社会化—「人間が社会の一員として行動する」ために、社会で生活を送ることで必要とされるさまざまな要因、たとえば「行動パターン、知識、価値観、動機」を「身につけてゆく過程」(コールバーグ 1987: i) —の形成の究明に適用している。

認知発達理論とは、認知の水準が「一連の構造的な発達段階」の順序に従いながら、「分化と統合の階層」(コールバーグ 1987: 12) をたどるものとする事により、その普遍的な発達段階の過程を示したものである。コールバーグはそれまでの心理学研究で蓄積されてきた、心的構造を「生得的な型に由来する」(同上 10) とされる成熟説、条件づけや模倣による外界から動機づけられたパターンの連合の結果だとする学習理論、どちらの学説にも拠らない認知発達理論からなる発達モデルを展開させた。

また、コールバーグは、環境が個人の道徳性を決定するという、従来の社会化研究の方向性を批判することにより、「みずから学ぶべきものを選択し、価値観をつくりあげる」、自律的な道徳性における「判断」(コールバーグ 1987: ii) の役割を重視した。

先行研究である学齢期別に整理されたピアジェの道徳判断の発達段階を下敷きにする事により、コールバーグは、普遍的で細分化された3水準6段階の道徳的発達のモデルを定める。

第1水準では、準拠されるべき道徳的な価値基準は、「人や規範にあるのではなく、外的、準物理的な出来事や悪い行為、準物理的な欲求」(コールバーグ 1987:44) への従属的なものとされる。この水準では、「個人の要求にもとづいた自己中心的な公平さの理解」(ギリガン 1986:43) がある。段階別には、①服従と罰への志向②素朴な自己中心的志向をたどる。

第2基準では、「よいあるいは正しい役割を遂行すること、慣習的な秩序や他者からの期待を維持」(コールバーグ 1987:44) することへの準拠枠へと至る。この水準では、「社会的同意を共有した慣習のなかに固定されている公平さの概念」(ギリガン 1986:43) を認識している。段階別には、③よい子志向④権威と社会秩序の維持への志向をたどる。

第3水準では、「道徳的価値は、共有されたあるいは共有されうる規範、権利、義務に自己が従う」(コールバーグ 1987:44) ことへの、普遍的な道徳法則を見出すことになる。この水準では、「同等性と相互作用の観点から、自由にくみかえることのできる論理に立つ公平さの原理に従った理解」(ギリガン 1986:43) がある。段階別には、⑤契約的遵法的志向⑥良心または原理への志向をたどる。

道徳的発達のモデルとは、「各段階を定義している道徳的な判断と選択の様々な構造」(コ

ールバーグ 1987:75) を跡づけることで自ら認知的に修得されるものである。つまり、社会化の形成として道徳性発達理論を組み立てるとき、これらの発達段階は、「子供が属する文化から与えられる外的な構造の直接的な反映」(同上 56) として摂取されるものではなく、普遍的にありうる社会内部の自己とその外部との接触による相互の公平さに依拠するものとして組み立てられる。

1.2 配慮と責任の道徳性発達理論

コールバーグ理論のなかでは、社会化の形成というのは、「葛藤状況でなされる役割取得」として階層化される、さまざまな立場を経験することにより、「各段階を定義している道徳的な判断と選択の様々な構造」(コールバーグ 1987:75) を自らのものとして構造化していき修得する過程であった。この社会化の道徳形成では、権利と義務にわりあてられる普遍的な規範へとたどりつくことが、最も高次の発達段階として定められている。

しかし、そのように記述される発達段階では女性が示す道徳的な判断、「明らかに散漫な、混乱したように見える判断」(ギリガン 1986:22) は、コールバーグの理論では低次のものとして判定されてしまう。そこに男性中心の恣意性を見出すキャロル・ギリガンは、男性中心の発達理論とは区別された、女性独自の発達理論を『もうひとつの声—男女の道徳観のちがいと女性のアイデンティティ』(Gilligan 1982=1986) のなかで提示する。

ギリガンによると、男性に見られる道徳問題の認識傾向は、「競争関係にある諸権利」の間に生じるものであり、他方で女性は道徳的問題を「葛藤しあう諸責任」(ギリガン 1986:25) の間に生じるものとして認識している。

男性と女性の道徳観のちがいは、道徳を秩序立てする観念において識別されているものである。コールバーグが見立てた道徳は、「権利や規則の理解に結びつけ」られたコードに従い記述されている。しかし、そのような抽象化された規則に基づくコードは、「責任と人間関係を中心」(同上 26) とした道徳の秩序とは、排他的な関係にあたる。そのため、後者の道徳的決定は前者の道徳的コードのなかで捨象され、低い価値のものとして誤って判定されてしまう。

ギリガンは、11歳の男女2人の子どもにジレンマの問題—「ハインツという名の男が、自分は買う余裕のない薬を、妻の命を救うために盗むべきか否かを考えているという問題」(ギリガン 1986:40) —を解かせることで、男女の道徳観のちがいを克明に示している。

男の子のジェイクは、「ジレンマは財産と生命とのあいだの価値観の葛藤の問題」(同上 41) として見なすことにより、ハインツが薬を盗むことを肯定する。一方で法律の意義を認めながらも、ジェイクは、なにが正しいかの広汎な「道徳的価値の同意、社会的コンセンサス」を措定することにより、その判断の正当性を示している。ジェイクは道徳的ジレンマを、「人間についての数学問題に類するもの」(同上 42) として扱うことにより、その解答を論理的に導き出そうとする。

女の子エイミーは、薬を盗んではいけないことと、妻を死なせてはいけないことの間で、戸惑いの様子を顕にする。薬を盗めばハインツが刑務所に送られることとなり、それは妻の病気を悪化させることかもしれない。そのような「時間を超えてひろがる人間関係の物語」(同上 45) を道徳的問題に見出すことで、エイミーは問題の背後にある文脈を読み

解こうとする。

エイミーが示すような態度を、「人びとのつながりを知ること」と不可分に接続されている責任と配慮の理解、「おたがいにたいする責任の認識や、おたがいに応答しあう必要性の知覚をひき起こすような世界」のものとして組み直すことにより、エイミーの判断は「思いやりの倫理の中核をなしているある種の洞察」（同上 49）を含んだものとして、適切に判定することができる。

コールバーグの論題では問われることがない、道德問題の枠組みに男性中心のバイアスを指摘することで、ギリガンは「道德問題を権利や規則の問題としてではなく、むしろ人間関係における思いやりと責任の問題」（ギリガン 1986:127）として置くことを主題とする「ケアの倫理」の存在を説き起こす。

ケアの倫理は対置される正義の倫理と同じく、その理論のうちに「道德的思考の発達」の階層を記載するものであり、その発達過程は「責任と人間関係を理解することにおける変化に結びつけ」（同上 128）ながら促進されるものである。

第一段階において、自らの生存への配慮に限定されていた道德は、第二段階において、他者へと向けられた思いやりに道德は導かれる。しかし、そのときケアの倫理は、「女性的美徳に関する慣習に固有」のものである、「思いやりの精神と自己犠牲とが混同されている状況」のもので、自らの自らに対する責任に挫かれることになる。そこで第三段階では、「思いやりが自主的な判断の基本原理」として安定的な基盤を持たせることにより、「自己中心的な利用や人を傷つけるという問題に関しては普遍的な原理」（同上 129）を獲得することに至るとされている。

正義の倫理では、社会の権力や規律が発達の基軸として据えられていたのに対して、ケアの倫理は、「自己と他人の区別をさらに進めることや、社会における相互作用の力学の理解をさらに発展させていくこと」（同上 130）に中枢が据えられている。人々が社会のなかで成長していく様子を描いた支配的な物語、「他者から独立して自己を確立する自立の物語」がひとつの発達する姿にすぎないことを、ギリガンは「自己と他者との関係性に定位しながら獲得される別の成熟の物語」（有賀・伊藤・松井編 2007:208）を描き出すことで示している。

2. フェミニズムにおける応酬

この章では、フェミニズムの理論展開における、ケアの倫理の足跡をたどることにより、ケアの倫理の内在的欠陥とジェンダー論の克服の道りを描く。1節では、性差の区分が抑圧的に働く構造を、生物学的基礎づけによるもの、ジェンダー規定のものとして細分化することで、ケアの倫理が批判される過程を明らかにする。2節では、前半部分でフェミニズムが社会に突きつけるふたつの差別の構造、後半部分ではケアの倫理とフェミニズムが展望する社会の構想の異同を明らかにする。

2.1 ジェンダー闘争

「男性」中心により見立てられた道徳的発達理論を、配慮と責任からなる「女性」による発達理論を示すことで相対化したギリガンの着想は、その性差による道徳的区分が強調されることにより、フェミニズム内部の抗争を巻き起こすことになる。

フェミニズムが擁する政治的要求の動向は、19世紀後半から20世紀前半までの「公的社会(政治・経済)への参加のための政治的権利と法的権利の獲得」(杉田・川崎編 2006:197)を求めた第一波フェミニズム、1960年代以降の西欧諸国を中心とした「産業社会にひそむ家父長制を告発することで、それまで前提とされてきた公私区分の根本的な修正」(同上 193)を図る第二波フェミニズムとに大別される。女性と男性を区別することを足場としながら、女性の社会的平等を模索しようとするフェミニズムの闘争は、性差の在りかをめぐる迂遠な議論において、しばしば保守派の戦略的な言説により阻まれてきた。

性差に関する問い—「性差はあるのか、あるとしたらどのようなものか」という問い—は、「ダブルバインド」(上野 2002:5)なものである。一方で性差の問いに肯定するものであれば、「性差の本質論とみなされ、男女の違いは絶対化される」ものであり、他方で差異の問いを否定するものであれば、「そこにある現実の違いを認めない、頑迷な教条主義者」(同上 6)として批判にさらされることになる。

性差の問題を正しく認識するためには、生物学的知見に基づく身体的特徴としての性差、「セックス」、社会的見地に基づく規範的特徴の性差、「ジェンダー」、このふたつの概念を弁別する必要がある。ジェンダーとは第二波フェミニズムが導入した概念であり、社会的通念として遍在している「男らしさ/女らしさ」の規範を示している。ジェンダーの規範が与える行為原則、—「女性」として化粧をする、「男性」としてからだを鍛える、「男性/女性」として異性に恋する—は、社会の正常さとしての規律を強要するものであり、その原則から逸脱した人間は、異常な性癖の持ち主として社会から疎まれる。

フェミニズムにおける性差の本質主義の語りは、異なるふたつの次元により繰り返されたものである。ひとつが、生物学的基礎づけによる性差の還元論であり、ひとつが、文化的性差を固有の特質として扱う理論によるものである。

生物学的基礎づけによる性差の還元論は、文化的・社会的に形成される改変可能な性差の存在を見過ごすことにより、生まれ持った身体的特徴の性別を一貫したものとして見なしてしまうものである¹。性別を生物学的なものとする一元的な理解は、ジェンダーの抑圧的な構造を軽視するだけではなく、ジェンダーの性差における先行性をも見落とすものである。性転換が示す多くの事実は、生物学的性差の決定論を覆すものであり、「個々の人間が男または女として生きることを決定づけるのは、生物学的な性差(セックス)ではない。それは、社会的・文化的な性差(ジェンダー)である」(上野 2002:6)とする認識は直観的に首肯するものである。

文化的性差を固有のものとして見なす理論のひとつに、ケアの倫理は数えられるものである。先のギリガンの著書が隆盛した80年代当時のアメリカ社会は、強い保守化の傾向と

¹ ジェンダー概念が導入された後にも、生物学的性差の区分は残るものであり、どこまでを生物学上本質的な性差として認めるかは、議論の余地が残るところである。

「バックラッシュ」の渦中にあり、ケアの倫理は「フェミニズムにとって一種の後退戦であり、歴史的な挫折感の産物」（同上 15）という印象を与えるものであった。

「生物学的であろうが社会的・文化的であろうが『女性の特徴』なるものが存在するという発想そのものを否定」（杉田・川崎編 2006:204）する立場が社会構築主義であるのに対して、ジェンダーの本質主義は「ジェンダーが人間のアイデンティティにおいて核心的であり、かつ文化と社会のなかでジェンダーがつくられるとするなら、そのジェンダーを逃れるのは男にとっても女にとってもむずかしいという認識」（上野 2002:12）に立つものである。

ギリガンの意図するところはふたつの道徳的発達理論の陶冶であり、「女性」性のアイデンティティを承認しているという批判は妥当ではないものの、ケアの倫理がしばしば母性傾向を伴うものとして見なされ、そのような論調のもとに語られてきたのは事実である²。

性差に対して本質主義の立場の言説は、社会的・文化的な性役割分担の虚構へ加圧的に働く。性役割分担の物語は、一方で「女性」が家庭内で愛情のある世話をすることを、他方で「男性」が家庭外で賃金の稼ぎ手となることを語り継いできた。このような物語は男女の恣意的な役割としての差異を押し止めるものであり、「男性」は稼ぎ手として実利的な権益を握り、「女性」よりも相対的に有利な立場を獲得する。

ケアの倫理は、その道徳観の内部に「配慮」「責任」「関係性の維持」を含むものであり、そのような道徳観を賞揚することは、「家族内の女性成員（妻・娘・嫁など）に対して抑圧的に働くという愛情のパラドックスともいべき状況」（有賀 2011:106）を作り出すことになる。

2.2 フェミニズムとの訣別

フェミニズムはふたつの差異を解消することにより、男女の平等な社会の足がかりを切り拓こうとする。ひとつが、ジェンダー規範により設けられた恣意的な差別の解消であり、ひとつが、社会を構成している男性支配的な権力の解体へと向けられる。

前者は、「差異アプローチ」と称されるものである。そこでは、基本的には性差により設定される区分は平等のもとに解体されるべきものとされ、「性差が利益や地位の供与に関連する根拠であると主張する」場合は「立証責任を負っている」（キムリッカ 2005:544）ものとする。トイレやスポーツ競技の性差による区分は、その妥当性が証明できるものであるため、区別することは理に適うものである。他方で、雇用や教育などの機会の多くは恣意的な差別のもとに置かれているため、「差異アプローチ」のもとに是正が図られる。

後者は、「支配アプローチ」と称されるものである。「支配アプローチ」は、「差異アプローチ」が男女間の権利の十分な平等を成し遂げられないことを受け、「社会的役割がそもそも男性に適するように規定されている」（同上 545）ことを嫌疑にかける。「差異アプローチ」による社会への問いかけが、「ジェンダーが考慮されるべきかどうか」にあるのに対し

² 母性傾向を支持する論調は、ケアの倫理の第一世代に散見するものであり、第二世代以降の論者はジェンダー論での弊害を十分に意識しているように思える（ケアの倫理の世代区分の詳細は 3.3 参照）。

て、支配アプローチは、「いかなる形でジェンダーがすでに考慮されてきたか」(同上 548)という問いを社会に投げかける

家事や賃労働の体系が男性に有利なものとして働き、女性の利権は不利に追いやられる。このような事態は、「男性優位主義者が仕事の供与の場面で恣意的に男性を優遇」するからではなく、「社会全体が、仕事や業績などを規定する際に構造的に男性を優遇」(キムリッカ 2005:548)するからだということを、歴史的に明らかにする。

「支配アプローチ」は、社会を形成する「権力」の在りかに着目する。これまでジェンダー中立的な装いをしてきた平等の地平は、男性中心の権力勢下にある。そのため、「支配アプローチ」は、「女性によって規定された役割、あるいは男女が等しく就きたいと思うようなジェンダーに関係しない役割を生むための、平等な権利」(同上 550-551)の必要性を唱える。すなわち、これまで男性が創りあげてきた社会の平等から規範的な権力を奪うことで、女性は「社会的役割を規定し直す自由」(同上 551)の能動的な権利を行使できるようになる。

ところで、ケアの倫理がフェミニズムの思惑に適い、かつ、性差の枠組みから自由になる方途は「ケア³」の役割の融通化を図ることから見出させる。

女性の社会進出の背後において、「ケア」の領域の平等化政策への着手は後塵を拝している。一方では、経済的な権力を獲得する方面への足場が踏み固められ始めているにも関わらず、他方では、「ケア」を十全に支えるための土台は見向きもされない。

ケアの倫理は、「ケア」とその他の社会的役割を均すことにより、「ケア」を自由な場へと誘う潜勢力を有している(「ケア」とその他の社会的役割との展望については5章)。

ケアの倫理が用意する社会の基礎は、「ケア」の問題を社会的議論として汲みあげる場所に敷かれている。ケアの倫理を、社会の原理として読み替えるとき、それは社会的な関係における福祉の配置替えの必要性、すなわち「あらゆる個人は、自分の福祉の第一次的な責任を負いその福祉を自らの基本的な善ととらえるような重要な他者によるケアを必要としている」(キティ 2010:405)ことを示唆する。

ケアの倫理が敷衍する、「ケア」の社会的役割としての意識は、それを第一義とすることから、新たに創出的な社会構造の権力を図るフェミニズムの思惑と、いみじくも通じるものがある。

しかし、同時に性差と結びつけられた「ケア」の区分は棄却される必要がある。なぜなら、「ケア」の社会的役割が「不利益をもたらすのは、ケアの担い手の性別ではなく、ケアの義務そのもの」(ファインマン 2009:164)にあるからである。「ケア」と性差を結びつける論調は、男性が担う「ケア」の不利益の事実を隠蔽することとなり、フェミニズムに対してもケアの倫理の論者にとっても有害なものとなる。

³ ここでの「ケア」とは、気遣いや責任などの特性ではなく、療養や育児、介護などの生の営みを支える働きを示すものとする。

3. ケア対正義論争とその帰結

前章までで見てきたように、ギリガンとコールバーグの対立は道徳性発達理論をめぐっての経験的な観測を争点としている。性差間に横たわる経験的に異なる視座から、どのような物語が紡がれているのか、どのような発達論が構築されるのかを記述している。しかし、一方でケアの倫理と正義の倫理をそれぞれ女性と男性のアイデンティティへと同定してしまうことは、女性を抑圧的な社会構造へとその差別的な役割を押しつけてしまう。そのため、性差の役割は自由な性の主体が決定すべきであるという主張が、フェミニズムの社会構築主義よりなされている。

ケアの倫理が社会に投げかける実践的構想の意義と社会批判の射程は、フェミニズムの問題意識に負うところが大きい。ケアの社会的な実践の多くが、女性の手により担われてきた歴史があり、前自然的なものとして自明視されてきたケアは性差をこえた働きとして公的な議場の下で再定置されなければならないおものである。

この章では、規範理論としての足場を模索するケアの倫理の事跡、その正念場となったケア対正義論争を簡略に記す。1節では、正義の系譜と「政治」の分類、規範理論におけるふたつの倫理の定義を置き直すことにより、正義対ケア論争の詳述のお膳立てを整える。2節では、ケア対正義論争がメタ倫理の位相で大きく争われ、その対立が徒労に終わったことを明らかにする。3節では、ケアの倫理における登攀口である、自律と依存の公共空間での対峙をあぶり出し、ケアの倫理の展望を示唆する。

3.1 ケア対正義論争

ケアの倫理が人間関係における、身近なつながりの論理を基底に置いているのに対して、正義の倫理は長らくその関心を無差別な契約によって成り立つ政治の領域に置いている。古代政治思想家であるアリストテレスは、人間を「政治的動物」として見なすことにより、その人間の特質を共同体において正義という徳を実現する存在として定義づけている。

アリストテレスは人間が修得すべき広義の正義と、「共同体（社会）の根底に置かれるべき基準」（浜渦編 2005:167）としての狭義の正義を区別している。現存する社会の政治システムや法システムは、アリストテレスの分類する狭義の正義に区分される、分配的正義と矯正的正義の制度として機能している。現代の正義⁴をめぐる論争の端緒となる、J・

⁴ 規範理論が示す概念の図式は、「概念」の中身を検証するさまざまな「構想」の連なりから成立するものである。「概念」とは「相争う権利要求の間の適正な折り合い」を指すものであり、「構想」とは「そうした折り合いの中身を決めるためにはどのような考慮事項が関連するかを同定する一群の諸原理」（ロールズ 2010:15）であるとするのが一般に承認された定義である。そのため、正義の「概念」も一枚岩の理論として存立しているわけではなく、自由の立場を求めるリベラリズム、権原の立場を求めるリバタリアニズム、共同体の立場を求めるコミュニタリアニズム、などのさまざまな立場の構想により建設された構築物であるとして考える必要がある。

ロールズの『正義論』(Rawls 1971=2010)においてもその主題は、基本的な権利と義務が割り当てられることにより、産出的な社会的協働を可能にする「社会の基礎構造(the basic structure of society)」(ロールズ 2010:10-11)としている。

20世紀以降の時代において、「政治」の領域は、一部の人々が特権的に議論するようなものではなく、私たちの日常的な場面においてもあたり前に関与するものである。政治学や政治理論における「政治」には2種類あり、ひとつが、「政治を国家と結びつける政治観」に基づいた古いタイプのものであり、もうひとつが、「政治を国家との関係に限定しないで、広く社会全体に存在しているとする政治観」(杉田・川崎編 2006:4)を基礎としたものである。アリストテレスの時代には小規模な集合体であるポリス社会が群衆していたのであるが、現代では大規模な国民国家に多くの市民が内包されている。政治の観念はしばしば、正義を理想とする国民国家の成立と関心により擁立されてきたものである。その伝統的な思想はロック、ルソー、カント、ロールズにより現代まで継承されてきている。

しかし、(国家における)社会の基礎構造の内部において、ケアの観念は見過ごされてきたか、少なくとも低く見積もられてきた。ケアを政治の制度設計のなかに取りこみ企図したのものとして、公的な社会保障や社会保険が各国で備えられている。ロールズはその著書において相対的に不利な立場の人々の補償原理を唱えている。

政治において優先される原理を定める作業において、正義の持つ見地というのは特定の人々により局限されて引き継がれてきた。ケアを必要とする者や、ケアの最前線の現場に携わる人々は正義が問う社会の構想圏内からは長らく不可視可されてきた。ケアの必要性へと視野が開かれ、自他の潜在的な依存の可能性へと関心が向けられるとき、正義の基盤の脆弱性が明らかになる。

つまり、社会の基礎構造の体系的理論を求めるとき、最優先とされる原理が正義の倫理に基づくものであるべきか、ケアの倫理に基づくものであるべきかという問いが、正義対ケア論争のひとつの争点となっている。

手始めに、この章では国民国家の政治がモデルとする政策方式に先んじて決定される、原理の基礎づけ論の対立軸を浮き彫りにすることにより、道徳観の対立として争われてきた正義対ケア論争を概観したい。正義の倫理とケアの倫理を並列するふたつの道徳観として鏡合わせに対置することにより、その対称軸を明らかにする。

正義の倫理は、これまで述べてきたように、公正さをその目的とする法や制度により原理づけられた権利基底的なアプローチであり、「競合して主張される権利の間を、抽象的な原理に基づいて公正に序列づけを行うことによって解決されるべきだと考える道徳観」(同上 205)である。

一方でケアの倫理は、人間関係の相互依存的な状況から生じる責任の過程に重点を置いたアプローチであり、「個別・具体的な状況の中で、相手との関係の形成や維持、他者への配慮や気遣いを重視し、権利よりも義務・責務を重要だと考える道徳的思考」(同上 205)に基づいた判断を促すものである。

道徳観の対比によるケア対正義論争は、言語分析に終始してしまうことにより、実践的な社会批判への効力を失っていた20世紀前半のメタ倫理の弊害に部分的に触れるものである。メタ倫理における語用論の抗争は、「善」の概念に対する一義的な解釈の可能性をめぐる争われたものである。ケアの倫理は、その特殊性ゆえに、関係依存的な善の構想に自

らの主張する範囲を狭めてしまう危険性を孕んでいる。これまで指摘したように、ケアの倫理は「女性」性に自己同一化されるべきものではなく、正義の倫理との対話を通じることにより、道徳観や制度編成のなかで適切な位置を与えられる、潜在性を持ったひとつの構想として練り上げられるものである。正義の倫理とケアの倫理のより良い結合を図りながら、互いの道徳観の吟味を慎重に行うことが次節以降での目標となる。

3.2 誤った対立軸

ケアの倫理と正義の倫理との争点は、異なる見地として区別された2つの思考様式の体系をめぐるものである。

出自の異なる2つの倫理はその異なる社会像の経験により、独自の認識モデルを発達させてきた。正義の倫理は、契約論に始まる権利基底的な合意形成の場の理論として構成される。一方でケアの倫理は、人間関係を維持するための作法であり、責任基底的な相互応答の場の倫理として伝承されてきた。

古典的政治の場の主体として承認されてきた正義の倫理は、その構想に従いながら社会の制度を普遍的に公正なモデルのものとして編成してきた。正義の倫理がケアの实在を看過してきたことは、他方でケアの倫理が政治的決定への参加資格が与えられてこなかったことを意味するものであり、ケアの倫理が政治的判断に適切な視座を開くものであるかどうかは、ここで問い直されるひとつの論点である。

正義の倫理とケアの倫理の分岐点として根元にあるもののひとつは、アプローチの形式である。正義の倫理は、普遍的原理に則しながら複数の権利の序列を適正に組み、普遍的アプローチをとるものである。他方でケアの倫理は、個別的な事例の背景を丹念に読みこむことにより、ほつれた責任への応答の糸口を見出だそうとする、個別的アプローチを特徴としている。

ケアの倫理は、「万人の平等な権利」を建前としながら、他方において「今、自分の目のまえにいる特定の他者へのケアをすることを保証」するものではない、正義の倫理を、「倫理的な実践を欠いた空疎な概念にすぎない」(品川 2007:158)としてその足場を掘り崩している。正義の倫理が普遍性を指針とするのは、個別の差異を捨象するからであり、それは具体的に応じるべき他者の姿を欠くものであるように感じるものである。

しかし、普遍性が個別な情報を捨象することと、それが個別な事情を勘案するものであることとは、背反な関係にあるわけではない。

キムリッカが夙に指摘するように、正義の倫理の代表者であるロールズが考案した、普遍的な合意を導くための原初状態は、「あらゆる人の立場に身を置いて」推論を進めるための理論装置であり、それは「各人を平等に顧慮すること」(キムリッカ 2005:96)を要求するものとして理解できる。

原初状態のもとで人々は、「無知のヴェール」を被せられることにより、自らの社会的身分や能力、知性や体力などの、自らに関わる一切の情報が剥奪される。社会的合意へ導くためのこのような作業は、各人の差異を捨象するものであり、空疎な人間理解へと陥るもののようにも思える。

しかし、「無知のヴェール」が与える制約は、自らに癒着したアイデンティティを切り離

すための工程として用いられるものであり、自らを切り離す工程は他者の個別性を想定するための踏み台となるものである。すなわち、正義の倫理の合意を作るための原初状態の場は、「道徳的主体として、あらゆる他者のアイデンティティや目的やこだわりに一自らのものとどれほど異なっていようと—同じ関心をもって顧慮する」(同上 584)ことが最大の含意として引き出されているのであり、それはケアの倫理が要請する、他者の個別的な事情を配慮することと一致するものである。

一方で正義の倫理は、身近な他者へのケアを要請することにより、見ず知らずの早急にケアが必要とされる他者の存在が排除されるとして、ケアの倫理が条件とする親密性のモデル⁵を批難する。ケアする対象の身近さを基準とすることにより、ケアの分配の指定先が決定されるのであるならば、ケアされる対象の範囲は恣意的なものとなり、また、その分布にも偏りが生じることになる。

しかし、親密的なケアのモデルが、身近な他者への優先的な思慮を要請されるものとしても、ケアの倫理は、親密性のモデルを普遍的に適用されることを拒むわけではない。ケアの倫理を擁護する論者は、親密性のモデルを肯定しながら、同時に、関係性の網の目がすべての人々を編みこむこと—「だれもが、他人から応えてもらえ、仲間としてみなされて、だれひとりとり残されたり傷つけられたりしてはならない」(ギリガン 1986:109)—を要求している。つまり、ひとりの実践では狭量なものとなる親密的なケアのモデルは、「心をこめたケアのできる範囲は現実にはかぎられているという事実上の制約」(品川 2007:185)を示すものであり、ケアの倫理は、人間関係により維持された相互のネットワークを下敷きにすることで、その構想を完遂させている⁶。

品川は、ケアの倫理と正義の倫理の双方における根本的な相違の状況を「反転図形の比喩」(同上 163,215)として描いている。「正義の枠組みのなかで公平にみえた態度は、ケアの枠組みのなかでは共感の乏しさ」となり、「ケアの枠組みでは専心とみられた態度は正義の枠組みのなかでは不公平や身びいき」(同上 216)となる。このような鏡合わせとなる道徳観の対立は、互いの道徳観が体系化する観念の不一致を強調しながらも、他方ではその構造にある見地が互いに照合できることも明証するものである。

個別的な責任に依拠したアプローチか、普遍的な権利を付与するアプローチか、これらの単調な切り分けからは、両者の道徳の有用な差異を掘り起こすことはできない。ふたつの道徳観を全体の構成から俯瞰するとき、「それぞれの論理構成に沿った両者の目的は思いのほか重なりあう部分が多い」(有賀・伊藤・松井編 2007:215)ため、アプローチ方法の対立は単なる形式上の相違として容易に克服されてしまう。

互いの理論の構成方法における、異なる足取りをたどることからは、それら道徳観の潜

⁵ 「専心没頭」と「動機づけ」のともなった「ケアリング」(ノディングス 41)を唱える教育学者のネル・ノディングスは、自らには「アフリカで飢えている子どもをケアする責務はない」(同上 135)として、縁遠にあるケアリングの置き方を拒絶している。

⁶ どのようにして人間関係の網の目が編み尽くされ、どのようにしてフリーライダーを説得するのか、ケアの倫理は、正義の倫理の用意する契約論を拒絶することで自家撞着に陥っている。「ギリガンにおける人間関係の網の目という概念には、あらかじめ万人が含まれている」(キムリッカ 2005:581)ことに論理の飛躍があり、ケアの倫理はその合意にいたる方法を、正義の倫理に頼らなければならない。

勢力を明らかにすることはできない。ふたつの道德観の統合を図るためには、お互いの領野の地場を見つめ直す必要がある。ケアの倫理においては、合意過程が明らかではないため、政治理論への不十全性が指摘できる。一方で、正義の倫理では親密な状況における「依存」の事実が見過ごされている。

3.3 自律と依存

現代のケアの倫理の論者⁷は、正義の倫理が前提とする人間観が「独立と自活と理解される自律は誰でも達成しうるという神話」（ファインマン 2009:166）に依拠してきたことを摘発することで、「依存」の事実があることを政治的要求のもとに明らかにする。

エヴァ・F・キティは『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』（kitty1999=2010）の著書のなかで、「依存による批判(依存批判)」（キティ 2010:10）を手法として用いることで、これまで正義の倫理が自明として扱ってきた、自律的な成員からなる平等な社会の理念の虚構を解体する。

「依存」の概念が示す事実には、ケアする者とケアされる者の存在がある。ケアされる者には、幼児、病人、高齢者、障害者が挙げられる。自律が見過ごす依存の認識は、これらケアされる者たちが十分なケアを必要としていることであり、ケアの提供へ依存する人々がいるということである。

さらに、ケアの倫理は「二次的依存」の問題にも焦点をあてている。ケアされる者の依存の事実には、そのままケアする者の責任が受け継がれるのであり、それは「依存を引き受ける、避けられない依存の世話をすることが、介護者自身の依存を作り出す」（ファインマン 2009:29）こととなる。ふたつの依存は、自律した壮健な成員との構造上における社会的隔絶をあぶり出している。

キティは、依存批判を道具立てする理由を、あるべき平等と依存にある人々の権利の関係が、分断されていることを示すことにあるとしている。これまでの「正義の境界線」は「自由で平等な人々の中の互恵的な関係の内部」に引かれていたものであり、そのような正義の環境の規定は、外部にある依存への責任を隠匿する。「依存者は権利を奪われたまま」にさらされるのであり、二次的依存にある人々、「本来ならば社会的に十分に協働が可能なはずの依存労働者までもが、さまざまな権利を剥奪されたまま」（キティ 2010:178-179）に放置されるのである。

キティは相互依存の関係を強調することで、正義の倫理とケアの倫理の立場を峻別している。しかし、依存の關係に拘泥する立場をとることで、その内部にリスクを留保することは明らかである。社会の自律した成員の存在を断固として認めないことは、自由主義の原則である各人の自由な判断の余地を脅かすことになる（4.2 参照）。

ところが、ケアの倫理には、社会の基礎に敷かれる自律を一旦拒絶する必要がある。なぜなら、自律と依存の対立が、社会的に識別される人々の立場の分断を投影しているから

⁷ 品川の記述によると、ケアの倫理は、私的領域でのケアの性質を強調する第一世代、ケアの倫理を社会政策論まで拡張しようと試みる第二世代、このふたつに大別されるものである（品川 2007:197）。

である。自律と依存のラベリングは、一方では自律した正常な社会の成員があり、他方では依存する逸脱した社会の成員がいるという構図により、識読されるものである。依存にある人々は、社会から包摂される外部の人々として二流の称号を背負わされる。

ケアの倫理が政治理論を橋脚とする、最も壮大な構想とは、「まず依存を前提とし、ニーズの大きな依存な関係のケースではなにが求められるのかを問うことから始め、それを相互に支え合うことができるような関係に応用」(キティ 2010:14)することにある。つまり、社会を包摂するための条件として、戦略的に依存の立場をとることにより、依存する人々に優先的な地利をあてがうことにある⁸。労働機構では、ケアとその他の社会的な労働との障壁を取り払うことにより、ケアの自由な配分を自律的に選択できることが望まれる。再分配政策のもとでは、社会的に保障する権益の順序を明らかにしつつ、ケアを必要とする人々の承認をその構成のもとに含むことが望まれる。

ケアの倫理は、依存に基づく平等の地平を用意することで、そのスティグマを克服するための光明を描き出している。

4. 自律の系譜

この章では、依存と対峙する自律の概念の推移をたどることにより、その意義と射程を明らかにする。1章では、自律の提唱者であるカントの道德哲学を精査することで、自律の原義を確認する。2章では、リベラリズムの自律と平等の相関関係が変移していることを踏まえ、自律の適切な視座を整える。

4.1 自律の道德原理

イマヌエル・カントはその代表的著書のひとつである『道德形而上学原論』(Kant1785=1976)のなかで、はじめて、「自律」の概念を用いて「道德の最高原理の探求と確立」(カント 1976:20)を目的とした、厳格な道德理論を打ち立てた。

日常の行為の方針を決めるものには、自らの欲求を満たすために生じる動機があり、心的傾向により生じる動機がある。カントは、これらの動因に結びつけられた行為指針のなかでも、ほかならぬ、自らの意志により義務づけられた行為のみが、真に価値のある道德的法則に適うものだとして、「格律」から導かれる義務の遂行を実践的原則として定める。

しかし、このような「格律」から導かれる義務の原則は不完全なものである。もしも、自らの意志を、他人を欺くことに向けるとするならば、それは自ら規定した義務として、「格律」の枠内で道德的な価値のもとに承認されてしまう。

そこで、カントは「格律」が普遍的に適用され得るものとするべく、「私の格律が普遍的

⁸ 「リベラリズムも容易に抜けることのない、人と力とその産出物と人の存在とを結びつけてしまう規範」(塩野谷・鈴木・後藤編 2004:167)こそが、有害だとする立岩の論は、産出的な存在ではないとして社会的に承認されない、依存の立場からの批判とも通じるものがあるように思える。

になるべきことを私もまた欲し得るように行動し、それ以外の行動をとるべきでない」(同上 42)という文言を追記する。つまり、「格律」が要求する規定指針は、だれかれに関わらず妥当なものであるときのみ有効であり、その制約を自ら要求するように方向づける。

ところで、普遍的な原則を導くためには、どのような工程をたどればよいのか。カントは「定言命法」を用いることで、普遍的な「格率⁹」へとたどり着くことができるとしている。「定言命法」とは、「行為以外のいかなる目的をも前提とせず、行為そのものを無条件に命ずる」(小川 2010:25)方法であり、「何か或る別のものを得るための手段としてのみ」指令の効力を認める「仮言命法」(カント 1976:69)とは区別されるものである。

「仮言命法」から導かれる行為は、他からの条件が与えられることで、その規定を委ねる「他律」の原理に同定されるものであり、そのような指令は普遍的に承認される基盤を持つものではない。他方において、「定言命法」から導かれる行為は、自らが妥当だと示す判断である「自律」の原理に同定されるものであり、それは一般的に形式化可能な土台を用意する。

このとき「自律¹⁰」は、「意志の自由¹¹」(カント 1976:141)を前提に置きながら、「自分自身を普遍的に立法するものと見な」(同上 112-113)す働きを指すものである。このような意志の働きは、理性的存在者の能力に賦与されるものであり、当時では普遍的な人間性として認識されていたものである¹²。

カントは、理性に結びつけられた、「自律」した行為者を普遍的な人間観として見立てることにより、道徳的原理が、自ら立法する「自律」の行為者を目的存在として扱うものであるように要請する。そのため、「自律」の図式に載せられる普遍的な人格は、ひとり一人が平等な目的存在として(手段としての存在ではなく)数えられるようになり、普遍的な人権を擁立する鍵としても重要な概念となる。

4.2 平等と自律

カントが展開した道徳理論のなかでの、「自律」の概念は「妥当なものとして承認される道徳規範に自ら従って自己の行為を構成すること」(土場・盛山編 2006:39)として整理されるものである。このときの「自律」の原則は、判断能力を持つ主体が自らの行為を、公共性と照合しながら制約するものとして要請されるものである。

こんにちにおける、「自律」の適切な視座を知るためには、ロールズの包括的な構想をお

⁹ 欲動と対置される、自らの意志による規律の原則である「格律」は、普遍的な承認性を帯びた「格率」とは区別されるものである。

¹⁰ 「格律」と「自律」の語用の差はそれほど明らかではないが、「自律」は意志の能動的な作用を表すものとして、「格律」は「自律」により獲得された規律を表象するものとして、ここでは分別している。

¹¹ 「自律」の概念はこのことから、自由を標榜する立場の理論に適合的なものとしてしばしば援用されてきた。

¹² 人間性一般のものとしての「理性」の理解は、現代において到底受け入れられるものではない。

さえる必要がある。自由を標榜する立場の理論¹³は、「自律」の規範から支柱を得ており、その代表的な論者にロールズが指定されるからである。

ロールズの正義の要諦は次の2つの原理に示される。

第一原理 各人は基本的な自由の最も広い体系に対する平等な権利を持つべきであるが、このような自由の体系は他者の同様の体系と両立しなくてはならない。

第二原理 社会的・経済的不平等は次の二つの条件を満たしていなければならない。

(a) 機会の公正な均等という条件の下で全員に開かれている公職や地位に伴うこと。

(b) 社会の最も恵まれない人の状況を改善すること。(小川 2010:34)

つまり、リベラリズムが擁立する正義とは、「自由という価値を享受する資格を平等に持つ社会成員のおのおのにその自由を保証する」ものとして、端的に示すことができる。そして、このような平等な自由は、「社会経済的な財の平等」(土場・盛山編 2006:203)の分配により実現される。

正義の2原理の契約を取り交わす当事者は「原初状態」にある。「原初状態」にある当事者は、「無知のヴェイル」を被ることにより、平等な思慮のもとに、この契約を採択する(3.2参照)。このとき、社会契約の場にある当事者は、「自律」の権能を実践することで契約を取り交わすものとして解釈される。ロールズはこの働きを「カント的解釈」(ロールズ 2010:338-347)と称して、一節の分量を割いて詳述している。すなわち、十分に理性的な当事者は、社会的な基本財の配分を規定する社会との契約を取り交わすことが、合理的な判断に一致すると考える。この段階での「自律」は、カントの定言命法を踏襲しているものであり、「行為(手段)構成の合理性に焦点を置いた古典的な概念」(土場・盛山編 2006:40)として分類される。

ロールズが擁する「社会的な基本財」の分配による正義の理論は、「福利主義」(welfarism)より批判にさらされる。ロールズは、社会的な基本財という自由の資材の平等を説くのに対して、「福利主義」は、「単なる資源配分の平等性をこえて、諸個人がそうした資源を用いて達成する、何らかの望ましい状態の実現」(川崎・杉田編 2006:122)の平等を唱える。「福利主義」の立場は、平等な資源の配分からはこぼれ落ちてしまう、障害者が必要とする特別な医療の例などを挙げることで、個人の多様な選好の保障を要求する。

このような批判を摂取することで、リベラリズムの「自律」は「行為(目的)構成の多元性に焦点を置いた概念」(土場・盛山編 2006:40)へと移行する。合理的な判断により契約された社会の機構が配分する社会的な基本財が、目的構成のための自由を用意するとなれば、「自律」がそのような推移をたどるのも自然な成り行きである。

このとき「自律」と平等との関係には、ずれが生じることになる。「行為構成(手段)の合理性」のものとしての「自律」の権能は、自らの自由を公共的な関心のもとに制約すものとして、平等な人格に等しく認められるものである。他方で、「行為(目的)構成の多元性」のものとしての「自律」の権能は、社会から配分される自由な資材の供給により充足され

¹³ 表立ち自由を標榜するリベラリズム、リバタリアニズム、広く自由に定位するコミュニタリアニズムも例外ではない。

るものであり、等しく情態として認められているものではない。「自律」の権能を等しくするためには、自らが「自律」的ではないというスティグマを背負わなければならない。そのため、「自律」を個人に内在する権能として認める方法は、社会的に識別される人々の立場を分断へと引き連れることになる。つまり、「自律」を平等な人格を示すものとして個人に還元することは、「自律」とそうでない人々との断絶を生むことになる。

しかし、「自律」を個人に外在する「スケール」として用いることには有意性が認められる。正義の倫理とケアの倫理は対立するものではなく（3.2 参照）、ケアの倫理内部においても自由の役割は大きく、そのため「スケール」としての「自律」の視座は不可欠なものである。依存へと配剤される自由がどのようなものであるかを検討することこそが、依存のなかでの適切な自律の指標となる。

5. 「リベラルな依存」の構想

「リベラルな依存」は、その包括的構想に依存を下敷きとしながら、依存する人々に適切な自由の配剤を整えようとするものである。

ケアの倫理の論者は、正義の倫理が足場とする自律した社会成員の虚構を暴くことにより、政治の原理が依拠する綱領にケアの要求を連ねることを、社会の基礎が依存の想定のもとに整備されることを求める。「自律」を社会の基礎として置く包括的構想は、自律した成員を正常な人々として認めながら、同時に平等を求める施策により、依存の立場への再分配政策を支持する。そのとき、ケアされる者とケアをする者は、一括りに自律の外部の成員として二流の市民のレッテルが付与される（3.3 参照）。

「リベラルな依存」は、「自律」が社会の基礎としての地位を占めることで外部へと周縁化する依存の概念を中心部に置くことを提言する。「自律」が依存を包摂するのではなく、依存が「自律」を包摂することの方途をさぐる。

依存を社会の基礎として置くことは、ケアの活動のみを信認することではない。ましてや、依存を社会の基礎として認めることは、ケアの活動に社会が対価を払うことや、ケアの活動に社会が報償を与えることを支持するものでもない。依存の接頭語に「リベラル」を配したのは、中立的な価値のもとにケアの活動が他の活動と等置され、依存を下敷きとする社会の成員が望む活動形態は、自由に配合されるべきことを示すためである。

ところで、ケアの活動が自由であることは断定できない。ケアの倫理は、ケアの応答性が選択ではないものでありながら、自らの選択のもとに伏してしまう、「自律」の盲点を指摘する。障碍のある子どもをケアするという、比較的大きくなるケアの活動は、ケアの一次的な責任を担う家族から選択されたものではない。「自律」という前提は、このようなケアの選択の不在を見えにくくする。

「自律」を社会の基礎と認めるのであれば、このような依存の状況に対して、二次的依存者の不公平な機会が検討され、二次的依存者への公平な要求が立てられる。しかし、ここで見過ごされるのは、二次的依存者の要求の立て方が、ケアされる者の「社会の重荷」としてのスティグマを、さらに悪化させるということである。

「リベラルな依存」の構想は、依存にある状況から二次的依存者が脱出するための契機

として用意されるものではなく、依存にある状況において二次的依存者がゆるやかな結びつきを維持するための条件、もしくは依存の状況への自由な参入への条件として提示されるものである。社会的役割の部分としてケアの活動は留められるものであり、それは強く規定されてきた生涯を通じて束縛される抑圧的な労働として担われるものではない。ケアの活動を自由な配合のもとに担保するための努力は、社会的に肩代わり可能な整備を準備する政策のなかに記される。

依存にあることで相対的に経済的権力が剥奪される状況は、依存を選択自由なものとする社会的均衡を崩すことになる。そのため、ケアの活動に大きく関心を払う人々や二次的依存者へも、等しく文化的活動が過ごせるだけの補助がなされるのが望ましい。

依存の状況への自由な参与を実現するための方策は、ひとつは上述のようにケアの活動への適切な資金の援助がなされることにより促される。ケアの活動外へと労働が流出する理由のひとつには、経済的権力の布置の偏りにある。このような権力は正の道のりは、政治主体に配分される資金の徴収方法とともに見直されるものであるが、ここでは立ち入らない。

もうひとつの方策は、ケアの活動と主要な賃金労働との調整を生活者に委譲することにより図られる。ワークライフバランスの設計を生活者主体のもとへと切り替え、依存の参与をその当事者の判断へと委ねることは、抑圧的な社会的価値から切り離すものとしても有益である。

おわりに

「リベラルな依存」は、人々が自由に他者へと頼るための社会的な合意を引き出す基礎を導くものである。ケアの活動とそれを選びとる生活の余地、経済的自立と社会的担保、依存関係の承認と依存的包摂という、個人のあり方と政治的要求を架橋する包括的な構想として考案されるものである。

ケアの倫理を知るきっかけとなったのは、ちょうど2年前の大学の講義であり、興味を持った理由は忘れてしまったが、それでも当時には大きな衝撃を受けたことを覚えている。本格的にケアの倫理を調べ始めたのは1年前くらいからであり、正義の倫理やフェミニズムの議論など、周縁のことを調べるだけでも手をまわし尽くせないほどであった。1章から3章では、これまでに調べたことを、客観的にじぶんなりのコトバでまとめたものであるが、知識と理解の浅さに悩まされながら、形になる限りでまとめた。3章2節は、もっと広く緻密に展開する予定だったが、想像以上に手間のかかる作業だということに気づいた。3章3節は、哲学界で自明なものとして省みられることがなかった自律の理念に対する、ケアの倫理からの肯綮を突く批判であるが、説明不足が惜しまれる。5章は、公共哲学という大風呂敷を広げながら、たいしたことのない提言しかできず、尻つぼみの結果となってしまった。

ケアの倫理は、しばしば誤解されがちであるが、うさんくさい包括的教義としてではなく、福祉に第一義を置くその学際的見地に意義がある。象牙の塔に籠るのではなく、依存とケアの場での活動を通すことでしか、ケアの倫理に生きいきとした血を通わすことはで

きない。ケアの倫理を実践的活動として大成させるのは、今後の残された課題としたい。

参考文献

- 有賀誠・伊藤恭彦・松井暁編, 2007, 『ポストリベラリズムの対抗軸』 ナカニシヤ出版
- 有賀美和子, 2011, 『フェミニズム正義論—ケアの絆をつむぐために』 勁草書房
- 土場学・盛山和夫編, 2006, 『正義の論理—公共的価値の規範的社会理論』 勁草書房
- M・A・ファインマン, 2009, 『ケアの絆—自律神話を超えて』 穂田信子・速水葉子訳, 岩波書店
- N・フレイザー, 2003, 『中断された正義—「ポスト社会主義的」条件をめぐる批判的省察』 仲正昌樹ほか訳, 御茶の水書房
- C・ギリガン, 1986, 『もうひとつの声—男女の道德観のちがいと女性のアイデンティティ』 岩男寿美子ほか訳, 川島書店
- 浜渦辰二編, 2005, 『〈ケアの人間学〉入門』 知泉書院
- I・カント, 1976, 『道徳形而上学原論』 篠田英雄訳, 岩波文庫
- 2006, 『永遠平和のために／啓蒙とは何か 他 3 編』 中山元訳, 光文社古典新訳文庫
- 川本隆史, 1995, 『現代倫理学の冒険—社会理論のネットワークキングへ』 創文社
- 2005 『ロールズ—正義の原理』 講談社
- 編, 2005 『ケアの社会倫理学—医療・看護・介護・教育をつなぐ』 有斐閣選書
- 川崎修・杉田敦編, 2006, 『現代政治理論』 有斐閣
- 菊池理夫, 2007, 『日本を甦らせる政治理論—現代コミュニタリアニズム入門』 講談社現代新書
- E・F・キティ, 2010, 『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』 岡野八代・牟田和恵ほか訳, 白澤社
- 2011, 『ケアの倫理からはじめる正義論—支えあう平等』 岡野八代・牟田和恵訳, 白澤社
- L・コールバーグ, 1987, 『道徳性の形成—認知発達のアプローチ』 永野重史ほか訳, 新曜社
- ほか, 1992, 『道徳性の発達段階—コールバーグ理論をめぐる論争への回答』 片瀬一男・高橋征仁訳, 新曜社
- W・キムリッカ, 2005, 『新版 現代政治理論』 千葉眞・岡崎晴輝ほか訳, 日本経済評論社
- J・ロック, 2010, 『完訳 統治二論』 加藤節訳, 岩波書店
- M・メイヤロフ, 1989, 『ケアの本質—生きることの意味』 田村真・向野宣之訳, ゆるみ出版
- 森村修, 2000, 『ケアの倫理』 大修館書店
- 森村進, 2001, 『自由はどこまで可能か—リベタリアニズム入門』 講談社現代新書
- N・ノディングス, 1997, 『ケアリング：倫理と道徳の教育—女性の視点から』 立山善康ほか訳, 晃洋書房

- 小川仁志, 2010, 『はじめての政治哲学—「正しさ」をめぐる 23 の問い』講談社現代新書
- S・M・オーキン, 1994, 「公正としての正義—誰のための？」高橋久一郎部分訳, 『現代思想』
22 巻 5 号, 青土社
- J・ロールズ, 2004, 『公正としての正義 再説』田中成明ほか訳, 岩波書店
- 2010, 『正義論 改訂版』川本隆史ほか訳, 紀伊國屋書店
- 品川哲彦, 2007, 『正義と境を接するもの—責任という原理とケアの倫理』ナカニシヤ出版
- 塩野谷祐一・後藤玲子・鈴木興太郎編, 2004, 『福祉の公共哲学』東京大学出版会
- 立岩真也, 2004, 『自由の平等』岩波書店
- 上野千鶴子, 2002, 『差異の政治学』岩波書店
- 編, 2008, 『ケア その思想と実践 1』岩波書店